

令和7年度  
会  
員  
名  
簿  
(令和7年10月1日現在)

# 会 員 名 簿

令和7年度版  
(令和7年10月1日現在)

東京弁護士会  
法  
友  
会

東京弁護士会

法 友 会

# 会員名簿

令和 7 年度版  
(令和 7 年 10 月 1 日現在)

東京辯護士会



# 目 次

法友会綱領	1	全期会各委員会委員長名簿	
法友会会則	1	政策委員会	13
法友会人事委員会規則	3	業務委員会	13
法友会人事委員会推薦数に関する内規	3	企画委員会	13
法友会人事委員会運営基準	4	法律相談委員会	13
人材リーチプロジェクトに関する内規	4	総務広報委員会	13
法友会会計規則	5	組織活性化委員会	13
法友会会費内規	6	法友会出身の弁護士会役員・正副委員長名簿	14
法友会慶弔規定	6	法友会各部名簿	
法友会政策委員会規則	6	第1部 易水会	17
法友会収益事業会計規則	7	第2部 二六会	29
法友会講師謝礼規程	7	第3部 縦横会	35
令和7年度執行部名簿	8	第4部 緑新会	41
法友会各部幹事長名簿	8	第5部 公正会	53
法友会各部会員数	9	第6部 至誠会	73
法友会各委員会委員名簿		第8部 春秋会	85
人事委員会	9	第10部 法曹緑会	113
財務委員会	9	第11部 達成会	123
政策委員会	9	第12部 法曹同志会	131
組織強化委員会	10	客員会員	163
文化活動委員会	10	法友会各部期外一覧	166
業務改革委員会	10	法友会各部全期OB一覧	166
弁護士教官推進協議会	10	法友会各部全期一覧	172
災害対策復興支援委員会	10	索引	179
人材リーチプロジェクト	10	法友会歴代執行部一覧	187
ダイバーシティ推進特別委員会	10	法友会委員会歴代委員長一覧	193
広報特別委員会	10	法友全期会歴代執行部一覧	194
法友全期会会則	11	日弁連歴代会長・副会長・事務総長 (1998年度以降法友会出身)	199
法友全期会慶弔規則	12	日本弁護士連合会 理事・監事 (2010年度以降法友会出身)	200
法友全期会執行部名簿	13	関東弁護士会連合会 理事・監事 (2010年度以降法友会出身)	201
		東弁歴代役員 (2005年度以降法友会出身)	202

# 法 友 会 綱 領

1. 広く知識を世界に求めて国際司法文化の進展に寄与する。
2. 司法の民主化と法曹一元化の完成を期し、平和日本の建設に邁進する。
3. 新憲法の本質に則り、裁判の公正に協力し、あまねく基本的人権を擁護する。
4. 人格を陶冶し、識見を磨き、常に法曹としての品位の向上に努力する。
5. 会員相互の親睦を図り、相携えて生活協同体の実現を期する。



法友会のロゴは、法律の天秤と、東京の木である銀杏をモチーフに作成されています。また、10の花弁は各部を表しています。ロゴの色は、浅葱色は若々しさを表しており辛子色はデザイン面からアクセントといたしました。

法友会

## 法 友 会 会 則

(昭和55.4.18.改正) (昭和59.4.10.改正) (平成1.12.21.改正) (平成5.7.17.改正) (平成14.7.13.改正) (平成18.7.8.改正) (平成19.12.14.改正) (平成23.3.17.改正)  
(平成26.3.13.改正 第7条は平成27.10.1.施行) (平成28.12.9.改正) (平成30.7.7.改正) (令和3.3.11.改正)

- 第1条(名称) 本会は法友会と称する。
- 第2条(事務所) 本会は事務所を幹事長の法律事務所内に置く。
- 第3条(目的) 本会は会員相互の親睦及び識見の向上、ならびに弁護士会の民主的運営と機能の充実を図り、もって弁護士使命の達成に寄与することを目的とする。
- 第4条(事業) 本会はその目的を達成するためつぎの事業を行う。
1. 司法制度及び法令に関する調査研究・建議
  2. 弁護士会会務運営の調査研究・建談
  3. 各種人事の候補者の推薦
  4. 弁護士業務の調査研究・建議
  5. 会員の厚生・文化・広報活動
  6. 出版等の収益事業
  7. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第5条(組織及び会員) 本会はつぎに掲げる各部をもって組織し、その所属弁護士(東京弁護士会会員に限る)を会員とする。
- |          |            |             |
|----------|------------|-------------|
| 第1部(易水会) | 第5部(公正会)   | 第11部(達成会)   |
| 第2部(二六会) | 第6部(至誠会)   | 第12部(法曹同志会) |
| 第3部(縦横会) | 第8部(春秋会)   |             |
| 第4部(緑新会) | 第10部(法曹緑会) |             |
- 本会会員であった者を客員とすることができる。
- 第6条(入会) 東京弁護士会所属の弁護士が前条の各部に入会したときは当然本会の会員となる。  
東京弁護士会所属弁護士の団体は、総会の決議を経て新たな部として本会に加入することができる。  
この場合、その団体に所属する弁護士は当然本会の会員となる。
- 第7条(法友全期会) 本会会員中、司法修習終了後満15年に達した日の翌日以後における最初の4月1日を迎えていない会員をもって法友全期会を組織する。
- 第8条(総会) 総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年度はじめに開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 第9条(審議事項) 総会はつぎの事項を審議する。
1. 会則の改正
  2. 規則の制定、改廃
  3. 役員の選任
  4. 予算・決算
  5. 他の団体の加入の承認
  6. その他各部幹事長が付議相当と認めた事項
- 第10条(招集・議長) 総会は幹事長が招集する。  
総会の議長は総会で選任する。
- 第11条(議決権) 総会における議決権は、会員1人につき1個とし、各部には議決権はないものとする。  
総会の議長は、会員として議決に加わることができない。  
総会の議決は、この会則に特別の定ある場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

- 第12条（役員） 本会につきの役員をおく。
1. 幹事長 1名 2. 副幹事長 20名以内 3. 監事 1名
- 第13条（役員の権限） 幹事長は本会を代表し、会務を主宰する。  
副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは幹事長の職務を代行する。  
監事は本会の会計の監査を行い、総会において監査報告をする。
- 第14条（事務局） 幹事長は事務局を設けて会の事務を処理させる。  
事務局は副幹事長たる事務総長、事務次長若干名により構成する。  
事務総長、同次長は幹事長が選任する。
- 第15条（役員の任期） 役員の任期は選任された年の4月1日から翌年の3月末日までとする。但し、任期が満了しても、次年度役員が選任されるまでその職務を行う。
- 第16条（各部幹事長会） 本会に各部幹事長会をおく。  
各部幹事長会は各部幹事長によって構成し、幹事長の諮問に応じ、かつ幹事長の委嘱に基き本会の運営に参与する。  
法友全期会代表幹事は各部幹事長会に出席し、意見を述べることができる。
- 第17条（顧問） 本会に顧問を置くことができる。  
顧問は幹事長の委嘱によるものとする。  
幹事長は顧問に対し、重要事項につき諮問することができる。
- 第18条（常置委員会） 本会につきの常置委員会をおく。
1. 人事委員会  
2. 財務委員会  
3. 政策委員会  
4. 組織強化委員会  
5. 文化活動委員会  
6. 業務改革委員会  
7. 災害対策復興支援委員会
- 第19条（特別委員会） 本会は必要に応じ総会又は各部幹事長会の議を経て、特定の事項を行なうため、その組織及び権限を定めて特別委員会を置くことができる。
- 第20条（委員の選任・任期） 常置委員会及び特別委員会の委員は幹事長が委嘱する。  
右各委員会委員のうち1割を法友全期会の推薦に基いて委嘱する。  
但し、政策委員会は2割とし、人事委員会は同委員会規則による。  
各委員会は互選により委員長1名および副委員長若干名を置く。  
各委員会の委員の任期は、別に定める場合を除き、役員に準ずる。
- 第21条（人事委員会） 人事委員会は重要人事に関する幹事長の諮問に応える。
- 第22条（財務委員会） 財務委員会は会財務に関する幹事長の諮問に応え会運営費の調達およびその運用に関する事項を掌る。
- 第23条（政策委員会） 政策委員会は司法に関する内外の政策の調査研究、立案、その他委員会において必要とする事項を掌る。
- 第24条（組織強化委員会） 組織強化委員会は選挙に関する資料の収集整備ならびに本会強化のための施策の立案、実施に関する事項を掌る。
- 第25条（文化活動委員会） 文化活動委員会は、厚生、文化、実務研究に関する企画並びに実施に関する事項を掌る。
- 第26条（業務改革委員会） 業務改革委員会は、弁護士業務の拡充、強化及び改革に係わる調査、研究及び立案に関する事項を掌る。
- 第26条の2（災害対策復興支援委員会） 災害対策復興支援委員会は災害復興支援活動、防災・減災知識の啓発、災害発生時に被災者を支援するために必要な準備、災害法制の改善の提言並びに東京弁護士会、日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会が実施する災害対策、災害復興支援事業、被災者支援事業等に対する提言に関する事項を掌る。
- 第27条（委員会規則） 各委員会の組織及び運営については別に規則をもって定めることができる。
- 第28条（常議員団） 本会は本会所属の常議員によって常議員団を組織する。  
常議員団はその常議員の互選により世話人若干名を選出する。  
世話人は必要に応じ、常議員団の会議を招集できる。  
常議員団は常議員会の審議事項につき協議する。  
役員は常議員団の協議に関し意見を述べるすることができる。
- 第29条（特別決議） 本会則の改正、他の団体の加入に関する議決をするには、100名以上の会員が出席した総会で、その3

分の2以上の同意を要する。

第30条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第31条（経費） 本会の経費は、会費・寄付金ならびにその他の収入により支弁する。

第32条（収益事業） 収益事業の会計については収益事業会計規則をもって定める。

附則 第18条及び第26条の2の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 法友会人事委員会規則

（平成11.12.21.総会決定）（平成8.7.17.改正施行）（平成27.3.19.改正施行）（平成29.3.16.改正施行）

第1条（目的） 法友会人事委員会（以下「委員会」という）は、司法と弁護士会の発展を図ることを基本理念とし、法友会人事の適正かつ民主的運営により、広い視野から有能な会員を推薦することを目的とする。

第2条（運営） 委員会は、幹事長の諮問機関とし、委員会が別に定める委員会運営基準に基づいて運営する。

第3条（招集） 委員会は、幹事長が招集する。

第4条（諮問事項） 幹事長は、次に掲げる人事について、委員会に諮問する。

- (1) 東京弁護士会、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、並びに裁判所その他官公庁、公共団体等の役員・各種委員等に会員を推薦する場合。
- (2) 総会又は幹事会が、特に委員会に付議することを決議した事項。
- (3) その他、幹事長が付議することを相当と認めた事項。

第5条（委員の委嘱基準） 委員会の委員は79名以内とし、次の基準に従い幹事長が委嘱する。

- (1) 法友会各部から推薦された会員 77名以内  
（法友全期会から推薦された同会会員10名以内を含む）

- (2) 法友全期会から推薦された同会役員（代表幹事、事務局長、これに準ずるもの） 2名以内

2 法友会各部からの推薦会員数については、別に定める人事委員会推薦数に関する内規によるものとする。

3 法友会各部は、前項の推薦会員数の範囲内において、当該年度に予想される重要懸案事項に造詣が深いと思われる会員とその他諸般の事情を考慮し、男女共同参画推進の理念をも勘案して、第1条の目的にふさわしい会員を推薦する。なお、上記推薦にあたって、法友会各部においては、法友会常設委員会委員長（人事委員会委員長を除く）、弁護士会推進協議会座長及び第4項により法友全期会から推薦された同会会員を優先的に推薦するものとする。

4 法友全期会は、前項前段の推薦基準に沿って、法友全期会会員10名以内を推薦する。

第6条（任期） 委員の任期は、委嘱されたときから次期の委員が委嘱されるまでとする。

第7条（正・副委員長） 委員会は、互選により委員長1名、副委員長4名を定める。

第8条（役員の出席・発言権）

幹事長及び副幹事長並びに各部幹事長は、委員会に出席して発言することができる。

## 法友会人事委員会推薦数に関する内規

（平成29.3.16.総会決定）

1 法友会人事委員会規則第5条2項に基づき、法友会各部からの推薦会員数合計77名以下（法友全期会から推薦された同会会員10名以内を含む。）の各部の推薦会員数（以下「各部推薦者数」という）を、別表のとおり定める。

2 前項の各部推薦者数が著しく不合理となった場合には、法友会全体の融和と各部連合の強化の観点をも勘案して、人事委員会の審議を経て、総会の決議で改正をすることができる。

附則 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

別表 法友会各部からの人事委員推薦会員数一覧

部	推薦会員数（※1）	固有推薦者数（※2）	各部推薦者総数
1	3名以内	4名以内	7名以内
2	3名以内	1名以内	4名以内
3	3名以内	2名以内	5名以内
4	3名以内	4名以内	7名以内
5	3名以内	6名以内	9名以内
6	3名以内	4名以内	7名以内
8	3名以内	10名以内	13名以内
10	3名以内	3名以内	6名以内
11	3名以内	3名以内	6名以内
12	3名以内	10名以内	13名以内
	30名以内	47名以内	77名以内

※1；各部に同数配置するもの

※2；各部の法友会総会員数に対する構成員比率を考慮して配置するもの

## 法友会人事委員会運営基準

(平成1.12.21. 総会決定)

法友会人事委員会（以下「委員会」という）は、法友会人事委員会規則第1条の目的を達成するため、法友会全体の融和と各部連合の強化を図りつつ、次の基準に従って委員会を運営するものとする。

1. 人事委員は、前文の趣旨に則り、人事委員としての良識と自覚をもってその職務を担当するものとする。
2. 委員会は、幹事長の諮問に答申するにあたり、議論を十分に尽くすものとし、投票による人事推薦決定を可能な限り回避するよう努力するものとする。
3. 投票の方法を用いる場合には、候補者の所信表明、質疑応答などの手順を終え、委員会の十分な審議を経た後、委員会の決するところにより速やかに実施するものとする。
4. 委員会は、本人又は支援者が公正を疑わせる運動をした候補者を推薦してはならない。
5. 委員会は、幹事長から予定員数を越える人事の推薦を諮問されたときは、諮問員数と同数を推薦するものとする。
6. この運営基準は、必要に応じて見直しを行ない改善を図るものとする。
7. この運営基準を改廃した時は、法友会総会に報告するものとする。

附則 1 この運営基準は、平成1年12月21日から実施する。

## 人材リーチプロジェクトに関する内規

(令和3.9.2. 制定) (令和4.11.2. 改正)

第1条（設置目的） 法友会人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、同委員会が法友会幹事長（以下「幹事長」という。）からの法友会人事委員会規則第4条(1)にかかる諮問に答申をする上で有益な情報を収集、集積し、人事委員会に提供するとともに、これに関連して法友会会員に適宜の情報提供、広報等を行う組織として、人事委員会内に、人材リーチプロジェクト（以下「HRP」という。）を設置する。

第2条（HRPの組織運営） HRPは、人事委員会が本規則にしたがい組織し、これを運営する。

第3条（HRPの構成） HRPは、以下の会員の中から、人事委員会が委嘱する相当数（当面10名前後とする。）の委員により構成する。

- (1) 法友会事務総長の経験者である会員
- (2) 第6条第1項各号に定める役職の経験者である法友会会員（同役職の最後の任期を終えてから、いまだ5年間程度を経過していない会員に限る。）

- (3) 法友全期会が推薦する会員
- (4) 前各号の他、人事委員会が相当と認める会員

第4条 (委員の任期) HRPの委員の任期は、委嘱されたときから次期の委員が委嘱されるまでとし、再委嘱を妨げない。

第5条 (正副座長) HRPは、委員の互選により、HRPの代表たる座長1名、及び、座長を補佐し、座長不在の場合、その職を代行する副座長若干名を選任する。

#### 第6条 (活動)

- 1 HRPは、協議により、以下の各役職の人事推薦を目的として、適宜の方法で、推薦対象となりうる人材に関する情報(以下、「人材情報」という。)を収集、集積する。
  - (1) 日本弁護士連合会職員(事務次長、嘱託)
  - (2) 東京弁護士会職員(嘱託)
  - (3) 東京弁護士会副会長
  - (4) 関東弁護士会連合会副理事長
  - (5) 前各号の他、幹事長、人事委員会またはHRPが相当と認める役職。ただし、司法研修所教官を除く。
- 2 HRPは、人事委員会の求めに応じ、前項で収集、集積した人材情報を人事委員会に提供する。
- 3 HRPは、第1項の人材情報を収集、集積、更新するため、法友会各部または法友全期会に対し、適宜に意見、情報を照会するものとする。
- 4 HRPは、第1項各号の役職の職務の内容、条件、任期、選任の方法その他、各役職の人事推薦のため必要となる情報(以下、「役職情報」という。)を適宜の方法により収集する。
- 5 HRPは、シンポジウム、セミナー等、適宜の方法により、法友会会員に対し、有益と認める役職情報の提供を行うものとする。

#### 第7条 (協議の方法等)

- 1 HRPの協議は座長が主宰し、座長が相当と認める時期に、適当な回数、方法により開催するものとする。
- 2 HRPの協議には、委員のほか、法友会各部幹事長、法友全期会代表幹事ほか、座長が相当と認める者が都度出席し、意見を述べることができる。
- 3 前項にかかわらず、幹事長、法友会事務総長、法友会副幹事長及び法友会事務次長はHRPの協議に出席し、意見を述べることができる。

第8条 (本規則の改廃) 本規則の改廃は、人事委員会にて行う。

## 法友会会計規則

(平成26.3.13.総会決定)(平成28.3.17.改正)(平成28.12.9.改正)(平成29.12.8.改正)(平成30.12.7.改正)

第1条 本会の会計は、一般会計、選挙・政治活動特別会計(以下「特別会計」という。)、出版等会計及び80周年記念事業積立金会計により構成される。

第2条 幹事長は、定時総会において、一般会計、特別会計、出版等会計及び80周年記念事業積立金会計の予算及び決算の承認を得なければならない。但し、予算については、前会計年度において暫定予算の承認を得た場合には、当該暫定予算執行期間中に開催される総会において承認を得るものとする。

第3条 幹事長は、各部幹事長会及び財務委員会の諮問を経て、総会の承認を得た上で、一般会計、特別会計、出版等会計及び80周年記念事業積立金会計の会計間の相互繰り入れをすることができる。

第4条 幹事長は、各部幹事長会及び財務委員会の諮問を経て、特別会計から、選挙又は政治活動に関する本会の支援活動として、相当額の支援金を支出することができる。

ただし、当該年度における支出の合計額が2,000万円を超えるとき、あるいは、当会所属会員でない者に関する支援活動について支援金を支出するときは、事前又は緊急を要する場合には事後の総会決議を得なければならない。

第5条 予備費を支出するときは、事前又は支出の後初めて開かれる総会で、その承認を得なければならない。

第6条 特別事業準備金を支出するときは、事前に財務委員会において事業計画及び予算額を説明し、財務委員会の承認を得なければならない。

第7条 科目間流用は、中項目間においてすることができる。

# 法友会会費内規

(昭和45.12.2.総会決定) (昭和56.7.18.改正) (平成4.3.27.改正) (平成8.3.22.改正) (平成19.12.14.改正) (平成27.3.19.改正) (平成28.3.17.改正) (令和2.12.4.改正)  
(令和3.12.3.改正)

- 第1条 会員は、会費として年額12,000円を納める。
- 第2条 前条の会員とは、毎年10月1日（以下「会費基準日」という。）に法友会に入会している者をいう。
- 第3条 会員が会費基準日において、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、会費の全額を免除する。
- 1 本会への初回入会から1年を経過していないとき
  - 2 法曹資格取得後50年を経過しているとき
- 第4条 会員が会費基準日において、法曹資格取得後5年を経過していない場合には、会費の半額を免除する。
- 第5条 会員が、会費基準日の前年10月1日から当年9月30日までに出産したときは、会費基準日において課せられる会費の全額を1年に限り免除する。
- 第6条 会費は、通信費、印刷費、事務費、会談費、農甲費及びその他法友会の活動に必要な経費に充てるものとする。

# 法友会慶弔規定

(昭和45.12.2.総会決定) (昭和56.7.18.改正) (平成28.3.17.改正)

- 第1条 会員に対する慶弔は本規程によりこれを行う。
- 第2条 会が祝意を表することを適当と認めるときは、祝金を贈呈し、又は祝電により祝意を表することができる。右は兼ねあわせて呈することができる。
- 第3条 次の場合には、供花を呈し、又は弔電により弔意を表することができる。右は兼ねあわせて呈することができる。
1. 会員が死亡したとき
  2. その他弔意を表することを適当と認めるとき
- 第4条 会員に第2条又は第3条に該当する事実があるときは、当該会員所属の各部幹事長は直ちに幹事長に通知するものとする。
- 第5条 本規定による祝金、祝電、供花及び弔電の実施、支出金額については幹事長が従来慣例および諸般の事情を勘案して決める。
- 2 第2条又は第3条を実施するときは、事前又は事後に、財務委員会の承認を得なければならない。
- 附則 本規定は平成28年4月1日から施行する。

# 法友会政策委員会規則

(平成14.7.13.改正)

- 第1条 政策委員会（以下「委員会」という）は、法友会綱領のもとに、司法に関する内外の政策の調査研究、立案などをおこない、もって弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現に寄与することを目的とする。
- 第2条 委員会は、200名以内の委員をもって組織する。
- 第3条 委員会に、互選により、委員長1名及び副委員長若干名を置く。
- 第4条 委員長は、会務を主宰する。
- 2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会が定める順序により、副委員長が委員長の職務を行う。
- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合には、委員長の決するところによる。
- 第7条 委員会は、司法制度、法令運用、弁護士会務等に関して、幹事長の諮問に應えるほか、弁護士会その他官公署等に建議する必要を認めるときは、すみやかに、その案を付して幹事長に建議しなければならない。
- 第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員の他、会員、その他の学識経験者等を指定又は委嘱して、司法その他法律制

度の改善、法令運用の監視是正、弁護士事務の改善等の事項について調査研究をさせることができる。

第9条 前条の目的を達成するため、委員会はその決議により、委員会に部会を設けることができる。

第10条 部会に、互選により、部会長1名、副部会長若干名を置く。

2 部会長は、委員の中から選任する。

第11条 部会は、部会長が招集する。

第12条 委員会は、特定の事項について、他の委員会と合同して、協議会・合同部会等合同して調査研究機関を設けることができる。

2 前項の機関を構成する委員は、委員会で選任する。

第13条 会員は、委員会・部会に出席して、随時、意見を述べるすることができる。

## 法友会収益事業会計規則

(平成28.12.9.総会決定)

第1条 収益事業会計として、出版等会計をおく。

第2条 収益事業の会計年度は、本会の会計年度と同一とする。

第3条 申告の納税地は、東京都千代田区霞が関1丁目1番3号所在の弁護士会館内とする。

第4条 申告書の提出は、電子申告で行うものとし、申告期限（毎年5月）現在の幹事長が行う。

第5条 会計年度終了時における剰余金については、翌会計年度に繰り越す。

第6条 会計帳簿及び帳票類（印税通知書、領収書、預金通帳等、以下「帳簿類」という。）は7年間保存する。帳簿類は幹事長が保管するものとし、任期満了にあたっては次期幹事長に引き継ぐ。

第7条 出版等の収益事業にかかる権利は、本会に帰属する。

## 法友会講師謝礼規程

(令和3.3.11.総会決定)(令和6.12.10改正)

第1条 本会が開催した講義等に関する講師謝礼の支払いは本規程によりこれを行う。

第2条 本会が主催し、または他の団体等との共催をした講義等における講師に対しては、次条に定める金額を講師謝礼として支払うことができるものとする。

第3条 講師謝礼は下記のとおりとする。

一 本会会員が講師の場合 一講義あたり3万円を上限

二 本会会員以外の講師の場合 一講義あたり5万円を上限

2 前項の講師謝礼の他に、交通費・宿泊費の実費を別途支給することもできるものとする。

3 第1項に関わらず、従来慣例及び諸般の事情から特別な講師謝礼の支払いをするのが適当と認められるときは、財務委員会における承認を経て講師謝礼の額を定めることができるものとする。

第4条 講師謝礼は講義等開催日に応じて以下の期限での支払いとする。

一 開催日が4月1日から8月31日のもの 9月末日限り

二 開催日が9月1日から11月30日のもの 12月末日限り

三 開催日が12月1日から翌年3月31日のもの 3月末日限り

附則 本規程は令和3年4月1日から施行する。

## 令和 7 年度 法友会執行部

		TEL	FAX			TEL	FAX
幹事長	石黒美幸	6889-7141	6889-8141	事務次長	廣石和也 (業務改革)	3262-0770	3262-0886
事務総長	深沢岳久	3580-1234	3580-1280	〃	塩見貴章 (文化)	5312-5091	5312-5094
副幹事長	五島丈裕 (政策)	3502-0246	3502-3680	〃	小南あかり (広報)	5357-1305	5357-1306
〃	石部享士 (政策)	5361-6873	5361-6876	〃	保田志穂 (ダイバーシティ)	5797-7257	5797-7258
〃	横澤康平 (業務改革)	3587-2511	3587-2560	〃	鈴木基樹 (業務改革)	0422-27-6637	0422-27-6638
〃	栗山貴行 (組織強化)	3294-7222	3294-7224	〃	倉上太志 (財務)	3234-5221	3234-5970
〃	齊藤洋 (財務)	5357-1141	5357-1142	〃	山田裕佳 (組織強化)	6280-6378	6280-6379
〃	米田龍玄 (政策)	3215-3611	3215-3610	〃	中禮啓文 (業務改革)	6686-6155	5361-7648
〃	立山純子 (文化)	5962-9700	5962-9760	〃	佐竹雅 (総務)	6912-0655	6740-6332
〃	大澤康泰 (文化)	5226-1116	5226-1117	〃	近藤亮 (文化)	6264-2061	6264-2062
〃	鵜澤亜紀子 (ダイバーシティ)	5562-0625	5562-0627	〃	野口辰太郎 (政策)	6304-1980	6304-1981
〃	永田敏樹 (財務)	5225-2235	5225-2236	〃	横井翔太 (政策)	6264-3222	6264-3224
〃	大栗悟史 (総務)	6257-1044	6257-1045	〃	関一磨 (広報)	5473-7395	5473-7397
〃	阿部泰彦 (人事)	5259-5177	5259-5178	〃	齋藤魁 (政策)	5361-6871	5361-6885
〃	久木聡子 (人事)	6432-0030	6432-0031	〃	山口正貴 (ダイバーシティ)	5219-5151	5219-5155
〃	木村克彦 (広報)	5157-5505	5157-5506	〃	稲村宥人 (組織強化)	6261-2880	6261-2881
〃	松岡直哉 (災害対策)	5157-1423	5157-1424	〃	野澤航介 (総務)	3572-7855	3572-5532
〃	榎木純一 (組織強化)	3808-0771	3808-1628	〃	林美桜 (総務)	3272-0101	3272-0102
〃	山本真由美 (政策)	3567-1344	3567-1339	〃	関根健太 (業務改革)	6661-7431	6661-7432
〃	井上壮太郎 (災害対策)	6268-8265	6268-8266	〃	鏡由暢 (人事)	6889-7141	6889-8141
〃	川原奈緒子 (業務改革)	5501-3641	5501-3648	〃	柴田良 (人事)	5368-5922	5368-5923
事務次長	池田大介 (総務)	6234-4679	6234-4395	〃	久間颯彦 (ダイバーシティ)	5510-7703	5510-7704
〃	馬場俊光 (文化)	3525-8830	3525-8831	〃	小山田圭 (災害対策)	5411-0851	5411-0852
〃	大木章史 (災害対策)	6268-9888	050-3457-9822	〃	梅田弘文 (政策)	3343-6088	3343-3395
〃	中沢信介 (人事)	6450-1908	6450-1909	〃	沖直将 (災害対策)	3591-3281	3591-3086
〃	成松昌浩 (財務)	5363-5371	5363-5374	監事	村山栄治 (監事)	6450-7494	6450-7495

## 各部幹事長

		TEL	FAX
第1部	易水会	中村隆史	3556-3035 / 3556-3036
第2部	二六会	二宮英人	6433-5125 / 6433-5126
第3部	縦横会	大原良明	6261-7056 / 6261-7057
第4部	緑新会	町田行功	6910-0210 / 6910-0211
第5部	公正会	中井陽子	5510-5334 / 6457-9134
第6部	至誠会	木下貴博	5797-7510 / 5797-7519
第8部	春秋会	伊礼竜之助	3545-6488 / 3545-6479
第10部	法曹緑会	椛嶋裕之	5303-0672 / 5303-0670
第11部	達成会	大澤一隆	3593-8961 / 3593-8964
第12部	法曹同志会	安達桂一	3234-5221 / 3234-5970





# 法友全期会会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称) 本会は法友全期会と称する。
- 第 2 条 (事務所) 本会は事務所を代表幹事の事務所に置く。
- 第 3 条 (目的) 本会は、法友会に所属する新進弁護士相互研鑽と親睦を図るとともに、司法制度の民主的発展及び弁護士業務拡充のための諸活動を通じて法友会、東京弁護士会並びに日本弁護士連合会の運営に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 (事業) 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
1. 司法制度の発展のための調査研究
  2. 東京弁護士会及び日本弁護士連合会の会務に関する調査研究
  3. 弁護士業務拡充のための調査研究
  4. 各種研究会・懇談会・研修会等の開催
  5. 機関誌等の発行
  6. 出版、講演等の収益事業
  7. その他目的達成のために必要な事業

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 (会員資格) 本会は司法修習終了後満15年に達した日の翌日以後における最初の4月1日を迎えていない弁護士であって、法友会に所属する者をもって会員とする。

## 第 3 章 組織及び機関

- 第 6 条 (総会) 総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年3月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 第 7 条 (総会の審議事項) 総会は左の事項を審議する。
1. 代表幹事の選任
  2. 監事の選任
  3. 会則の改正、規則の制定・改廃
  4. 予算・決算の承認
  5. その他執行部会が総会に付議するを相当と認めた事項
- 第 8 条 (招集・議長) 総会は代表幹事が招集する。  
総会の議長は総会で選任する。  
議長が選任されるまでは代表幹事が仮に議長となる。
- 第 9 条 (議決) 総会の議決はこの会則に特別の定めがある場合を除き出席会員の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
総会の議長は会員として議決に加わることができない。
- 第 10 条 (役員) 本会に次の役員を置く。
1. 代表幹事 1名
  2. 副代表幹事 若干名
  3. 政策委員会、業務委員会、企画委員会、その他総会又は執行部会の議を経て置かれた委員会の委員長 (以下「各委員会の委員長」という。) 各1名
  4. 監事 1名
- 副代表幹事は会員中から代表幹事が選任する。
- 第 11 条 (役員の特権) 代表幹事は本会を代表し会務を掌理する。  
代表幹事は、副代表幹事の中から一人又は複数の職務代行者を指名し、必要に応じて代表幹事の職務を代行させることができる。  
副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、前項の規定に関わらず副代表幹事の互選により選出された者が代表幹事の職務を代行する。  
各委員会の委員長は、各委員会の事務を掌理する。  
監事は本会の会計の監査を行い、総会において監査報告をする。
- 第 12 条 (事務局) 代表幹事は事務局を設けて本会の事務を処理させる。  
事務局は事務局長1名、事務局幹事若干名によって構成する。  
事務局長は副代表幹事の中から、また事務局幹事は会員の中から代表幹事が選任する。
- 第 13 条 (執行部会) 本会に執行部会を置く。  
執行部会は次に掲げる者ををもって構成する。
1. 代表幹事
  2. 副代表幹事
  3. 事務局幹事
  4. 各委員会の委員長
- 第 14 条 (幹事の任期) 執行部会を構成する各幹事の任期は選任された年の4月1日から翌年の3月末日までとする。  
ただし、任期が満了しても後任の幹事が選任されるまではその職務を行う。
- 第 15 条 (執行部会の審議事項) 執行部会は次の事項を審議する。
1. 総会に付議する事項
  2. 本会の常務に関する事項
  3. その他代表幹事が執行部会に付議するを相当と認めた事項
- 第 16 条 (執行部会の運営) 執行部会は代表幹事が招集する。  
執行部会は代表幹事が議長となる。  
執行部会の議決については第9条の規定を準用する。

執行部会は全会員に開かれた審議に努める。

執行部会は審議の必要上、第13条第2項各号に掲げる者以外の者の意見を徴することが適当であると認めるときは、これらの者に対し執行部会への出席を求めることができる。ただし、この場合、第13条第2項各号に掲げる者以外の者は意見を述べることはできるが、決議に参加することはできない。

第17条（委員会） 本会の目的達成のため次の委員会を置く。

1. 政策委員会
2. 業務委員会
3. 企画委員会

第18条（委員会の設置） 本会は必要に応じ総会又は執行部会の議を経て、特定の事項を行うためその組織及び権限を定めてその他の委員会を置くことができる。

第19条（委員会の運営）

委員会は委員長1名、委員若干名にて構成し、委員長及び委員は会員の中から代表幹事が選任する。

委員会の委員長及び委員の任期は別に定める場合を除き第14条を準用する。

第20条（監事の任期）

監事の任期は別に定める場合を除き第14条を準用する。

第21条（会員集会） 代表幹事は、広く会員の意見を聴取する必要があると認める場合又は広く会員に報告すべき重要な事項があると認める場合、全会員に出席を促して、会員集会を開催することができる。

会員集会は、代表幹事が議長となる。

出席会員は、会員集会において意見を述べ、決議に参加することができる。

## 第4章 会計

第22条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

第23条（会費）

本会の会員は会費を納入する。

会費の金額については毎年総会において定める。

本会は会員以外からの賛助会費を受けることができる。

第24条（収益事業）

会計年度は、本会の会計年度（毎年4月1日から翌年3月末日までの1年）と同一とする。

申告の納税地は、東京都千代田区霞が関一丁目1番3号所在の弁護士会館内とする。

申告書への署名・押印及び納税は、申告期限（毎年5月）現在の代表幹事が行う。

会計年度終了時における剰余金については、翌会計年度に繰り越す。

会計帳簿及び帳票類（印税通知書・領収書・預金通帳等）については、代表幹事が次期代表幹事に引き継ぎ、各年度の代表幹事は責任を持って申告期限から10年間保存する。

出版、講演等の収益事業に係る権利は、本会に帰属する。

## 第5章 会則改正

第25条（会則改正）

本会則を改正するには会員が50名以上出席した総会でその3分の2以上の同意を要する。

附則 本会則は昭和60年4月1日より施行する。

平成19年3月9日第13条改正施行

平成19年8月17日改正施行

平成22年3月12日改正 第9条から第20条までの改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年12月2日改正施行

平成24年5月25日改正施行

平成26年3月7日改正 第5条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

## 法友全期会慶弔規則

第1条（目的） 会員その他に対する慶弔は本規則によりこれを行う。

第2条（慶弔費を支出できる場合）

1 会員が結婚、出産（会員の妻が出産した場合を含む）した場合等、祝意を表することが適当であるときは、祝い金品を贈呈して祝意を表することができる。

2 会員が重篤な疾病又は傷害により、長期にわたる療養が見込まれるときには、見舞い金品を贈呈して見舞いの意を表することができる。

3 会員又はその配偶者が死亡したとき、その他弔意を表することが適当と認められたときは、弔電、供花、弔慰金、弔辞を呈して弔意を表すことができる。なお、これらは兼ねて、または併せて呈することができる。

4 他会派の行事に関し、本会から祝い金を支出することが適当と認められる場合は、祝い金を支出し祝意を表すことができる。

第3条（慶弔費を支出する場合の手続）

1 第2条に基づく支出については、予め幹事会の承認を経たうえ、代表幹事ないし代表幹事が指定する者が本会を代表して支出するものとする。但し、予め幹事会の承認を得ることが出来ない場合、代表幹事は、幹事会の承認を得ることなく、従来慣例その他諸般の事情を勘案して支出することができる。

2 前項但し書きの場合、代表幹事は、事後に支出の趣旨、相手方及びその金額を幹事会に報告し、その承認を得なければならない。この場合において幹事会の承認を得ることができない支出については、代表幹事の負担とする。

附則 本規則は平成22年1月1日から施行する。

## 法友全期会執行部

代表幹事		安古	藤郡	賢智	豪大	(63 期)
事務局長		角	田子	大	美	(66 期)
副代表幹事	(組織活性化)	金	郷	春	菜	(64 期)
副代表幹事	(政策)	北	原	貴	史	(65 期)
副代表幹事	(政策)	藤	山	亮	太	(66 期)
副代表幹事	(企画)	高	直	聡	郎	(67 期)
副代表幹事	(業務)	吉	澤	一	法	(67 期)
副代表幹事	(業務)	寺	上	達	香	(67 期)
副代表幹事	(企画)	井	上	春	俊	(68 期)
副代表幹事	(財務)	松	本	俊	裕	(68 期)
副代表幹事	(組織活性化)	江	田	典	貴	(68 期)
副代表幹事	(法律相談)	中	村		子	(69 期)
副代表幹事	(総務広報)	稻	前	真	翼	(70 期)
副代表幹事	(企画)	前	田	宥	純	(71 期)
副代表幹事	(政策)	中	邨	智	人	(71 期)
副代表幹事	(業務)	新	井		弥	(71 期)
副代表幹事	(法律相談)	藤	尾	将	仁	(71 期)
事務局幹事	(法律相談)	宮	川	利	翼	(72 期)
事務局幹事	(総務広報)	船	木	太	之	(72 期)
事務局幹事	(総務広報)	今	井	彬	彰	(72 期)
事務局幹事	(業務)	柳	井	遥	香	(72 期)
事務局幹事	(業務)	大	澤		菜	(73 期)
事務局幹事	(組織活性化)	福	井	隆	聡	(73 期)
事務局幹事	(企画)	加	藤	大	地	(74 期)
事務局幹事	(政策)	和	久	晃	樹	(74 期)
事務局幹事	(法律相談)	田	典	典	宏	(74 期)
事務局幹事	(政策)	崎	川		隼	(74 期)
事務局幹事	(総務広報)	柳	戸	夢	郎	(74 期)
事務局幹事	(政策)	背	下	太	菜	(74 期)
事務局幹事	(企画)	宮	坂	実	満	(75 期)
事務局幹事	(業務)	崎	下	俊	月	(75 期)
事務局幹事	(法律相談)	齊	藤	美	大	(75 期)
事務局幹事	(組織活性化)	極	山	晃	り	(75 期)
事務局幹事	(法律相談)	矢	野	ひ	か	(76 期)
事務局幹事	(組織活性化)	小	島	大	翠	(76 期)
					樹	(76 期)

## 全期会各委員会委員長

代表	代行	安石	齋井	瑠城	美正	(63 期)
代表	代行	佐	藤			(63 期)
代表	代行	山	崎	岳	新	(63 期)
政策委員	会委員長	濱	島	幸	人	(64 期)
業務委員	会委員長	吉	岡	早	子	(64 期)
企画委員	会委員長	増	子	和	月	(64 期)
法律相談委員	会委員長	岡	野	真	毅	(66 期)
総務広報委員	会委員長	青	木	正	之	(65 期)
組織活性化委員	会委員長				明	(65 期)

## 法友会出身の弁護士会役員・正副委員長名簿

### 日弁連関係

事務次長 井崎 淳二

理事 平澤 慎一  
中川 紗希  
荒木耕太郎

弁護士推薦委員会(常) (正) 松山 憲秀

互助年金・福祉厚生委員会  
(副) 山下 英幸  
(副) 笹浪 雅義

財務委員会 (副) 平沢 郁子

弁護士職務の適正化に関する委員会  
(正) 石本 哲敏

公益財団法人日弁連法務研究財団推進委員会  
(正) 菊地裕太郎  
(副) 藤原 浩  
(副) 矢吹 公敏  
(事務局長) 伊豆 隆義

市民のための法教育委員会  
(事務局次長) 加藤 潤

裁判官制度改革・地域司法計画推進本部  
(副本部長) 赤羽 宏

法科大学院センター (副) 梶嶋 裕之  
(副) 山口 卓男

日弁連行政問題対応センター  
(副) 辻本 雄一

民事裁判手続に関する委員会  
(正) 大坪 和敏

家事法制委員会 (事務局長) 長森 亨

日弁連知的財産センター (副) 杉山 一郎

民事司法改革総合推進本部  
(副本部長) 今井 和男  
(副本部長) 石黒 美幸  
(事務局長) 大坪 和敏

法曹養成制度改革実現本部  
(事務局員) 伊井 和彦  
(事務局員) 梶嶋 裕之  
(事務局員) 鉾竹 昌利  
(事務局員) 川崎健一郎

刑事法制委員会 (事務局委員) 山下 幸夫

刑事拘禁制度改革実現本部  
(事務局次長代行) 山下 幸夫  
(事務局次長) 宮崎 大輔  
(事務局次長) 氏家 宏海  
(本部委員(地方副本部長)) 鈴木 善和

接見交通権確立実行委員会  
(事務局委員) 山本 彰宏

日弁連刑事弁護センター (副) 村井 宏彰  
(事務局次長) 加藤 梓

取調べの可視化本部  
(副本部長) 竹之内 明

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部  
(副本部長) 伊井 和彦  
(副本部長) 松田 純一  
(副本部長) 川村 百合

秘密保護法・共謀罪法対策本部  
(副本部長) 山下 幸夫

検察審査会に関する委員会  
(正) 山下 幸夫

全面的国選付添人制度実現本部  
(事務局員) 小笠原理穂  
(事務局員) 山本 彰宏  
(事務局員) 山下 幸夫  
(事務局員) 彦坂 浩一  
(事務局員) 川村 百合

再審法改正実現本部  
(本部長代行) 小林 元治  
(副本部長) 菊地裕太郎  
(副本部長) 松田 純一

債権回収会社に関する委員会  
(副) 畑中 鐵丸

弁護士業務改革委員会 (副) 本間 正浩  
(副) 内野 真一

民事介入暴力対策委員会 (正) 鶴巻 暁  
(副)・(事務局長) 大野 徹也

住宅紛争処理機関検討委員会  
(副) 石島美也子  
(事務局委員) 岩島 秀樹  
(事務局委員) 藤原 隆宏  
(事務局委員) 栗原 稔

業際・非弁・非弁提携問題等対策本部  
(副本部長) 石本 哲敏  
(副本部長) 小町谷悠介

日弁連中小企業法律支援センター  
(副本部長) 渡邊 敦子  
(事務局員) 高砂美貴子  
(事務局員) 大宅 達郎  
(事務局員) 大西 雄太

日弁連信託センター  
(センター長) 伊庭 潔

「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会  
(副) 飯島世栄子

総合法律支援本部 (顧問) 小林 元治  
(副本部長) 武藤 元  
(事務局長) 彦坂 浩一  
(事務局次長) 川村 百合  
(事務局員) 伯母 治之  
(事務局員) 外山 太士  
(事務局員) 榊原 一久  
(事務局員) 生田 康介  
(事務局員) 池田 清貴  
(事務局員) 岩田 修一  
(事務局員) 今西 淳浩

弁護士費用保険 ADR 運営委員会  
(副) 佐瀬 正俊

法律サービスの展開に関する協議会  
(副議長) 武藤 佳昭

編集委員会 (副) 中村 知己

国際交流委員会 (正) 田中みどり  
(副) 外山 太士

国際活動・国際戦略に関する協議会  
(議長) 矢吹 公敏  
(副議長) 武藤 佳昭

個人通報制度実現委員会  
(事務局次長) 酒井 昌弘

国際業務推進センター  
(センター長) 武藤 佳昭

### 関弁連関係

常務理事 鈴木 善和  
寺町 東子  
小関 勇二

理事 川崎健一郎  
白井 潤一

法曹倫理教育に関する委員会  
(事務局長) 大澤 栄一  
(顧問) 若旅 一夫

男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会  
(副) 野坂真理子

2026年度シンポジウム準備委員会  
(幹事長) 伊藤 茂昭

### 東弁関係

会長 鈴木 善和

副会長 五十嵐裕美  
豊崎 寿昌

調査室 (嘱託) 大野 俊介  
(嘱託) 大和田彩乃  
(嘱託) 由岐 洋輔  
(嘱託) 横山 智実  
(嘱託) 吉田 清悟

高齢者・障害者総合支援センター  
(嘱託) 小池 知子

人権救済調査室 (嘱託) 市川 洋樹  
(嘱託) 菊地 武夫  
(嘱託) 平塚 有祐

弁護士研修センター (嘱託) 飯塚 弘樹

広報室 (嘱託) 浅石裕一郎  
(嘱託) 濱島 幸子

情報システム対応室 (嘱託) 恩田 俊明

常議員会 飯田 丘  
生田 康介  
池田 真理  
石北 靖洋  
稲元 祥子  
榎木 純一

	岡本 翔太 小椋 悠聖 加藤 混樹 國井 友和 小林 大貴 阪本 文子 桜井 祐子 白井 亮 須郷 知徳 高井健太郎 角田 伸一 手打 寛規 寺澤 春香 外山 太士 中野 敬子 永石 一恵 永田 敏樹 西尾いづみ 西川 文彬 萩生田 彩 長谷川 伸城 馬場 洋尚 廣瀬 健一郎 福崎 聖子 福原 勇太 保坂 光貴 前田 行功 町田 佳和 水村 聡 柳井 雄 山口 秀雄 山本 暢明 吉直 達法	法制委員会 人権擁護委員会 非弁護士取締委員会 司法修習委員会 刑事弁護士委員会 会館委員会 法律相談センター運営委員会 弁護士研修センター運営委員会 国際委員会 法廷委員会 弁護士業務改革委員会 税務特別委員会 公害・環境特別委員会 消費者問題特別委員会 子どもの人権と少年法に関する特別委員会 弁護士倫理特別委員会 性の平等に関する委員会	(正) 横山 宗祐 (副) 稲村 晃伸 (副) 小松 達成 (副) 稗田 さやか (副) 吉直 達法 (正) 伊藤 洋志 (副) 市川 尚 (副) 石本 哲敏 (副) 伊藤 治 (副) 小町 谷悠介 (副) 高橋 秀一 (副) 林 俊孝 (正) 深澤 勲 (副) 阿部 豊 (副) 今西 順一 (副) 岡山 大輔 (副) 鍵尾 憲 (副) 五島 丈裕 (副) 佐藤 雅彦 (副) 鈴木 潤子 (副) 鈴木 善仁 (副) 樋川 浩幸 (副) 廣畑 牧人 (正) 大久保博史 (副) 大橋 君平 (副) 小川 弘義 (副) 榊原 一久 (副) 深沢 岳久 (副) 山本 彰宏 (副) 近藤 正人 (副) 萩生田 彩 (副) 宮村 純子 (副) 岡本 知子 (副) 西村 公芳 (副) 山下 和則 (副) 岡田 次弘 (正) 池田 俊雄 (副) 内野 真一 (副) 土屋 賢司 (副) 松村 寧雄 (副) 玉扶持 博 (副) 山本 常幸 (副) 横張 清威 (副) 小出 薫 (副) 大野絵里子 (副) 工藤 寛泰 (副) 工藤 寛泰 (正) 矢野 亜紀子 (副) 石本 哲敏 (副) 北野 孝輔 (副) 桑田 英隆 (副) 下平 坦 (副) 廣畑 牧人 (副) 奥村 朋子 (副) 小沼 千夏	民事介入暴力対策特別委員会 民事訴訟問題等特別委員会 司法改革総合センター 法曹養成センター 弁護士業務妨害対策特別委員会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 骨髄等提供同意立会特別委員会 犯罪被害者支援委員会 紛争解決センター運営委員会 市民窓口委員会 住宅紛争審査会運営委員会 図書館委員会 公設事務所運営特別委員会 弁護士任官推進委員会 裁判官の職務情報提供推進委員会 憲法問題対策センター 会務活動等運営特別委員会 裁判員制度センター	(正) 中村 剛 (副) 青木 知巳 (副) 池田 大介 (副) 加山 綾一 (副) 木村 裕史 (副) 鶴岡 拓真 (副) 山根 航太 (副) 米田 龍玄 (正) 中條 秀和 (副) 林 康弘 (副) 堀岡 雄一 (正) 鈴木 善和 (副) 皆 真希 (副) 生田 康介 (副) 鈴木 洋子 (正) 鈴木 善和 (副) 服部 毅 (副) 井上 壮太郎 (副) 木村 裕史 (事務局長) 河村 尚 (副) 後藤 類 (副) 朝吹 亜希子 (副) 岸田 美咲 (副) 塩見 貴章 (副) 奥村 浩子 (副) 山口 正貴 (副) 久保内 統 (副) 鈴木 健二 (副) 栗原 稔 (副) 林 幸平 (副) 塗師 純子 (副) 福崎 聖子 (正) 伊井 和彦 (副) 熊谷 光喜 (副) 付岡 透 (副) 赤羽 宏 (副) 平野 賢 (正) 鈴木 善和 (副) 遠藤 啓之 (副) 平 裕介 (副) 高井健太郎 (正) 吉川 純 (副) 朝妻 理恵子 (副) 田中 貴一 (正) 鈴木 善和
常議員会内人事銓衡調査会	生田 康介 榎木 純一 須郷 知徳 寺澤 春香 西川 文彬 町田 行功 山本 暢明	会館委員会	(副) 近藤 正人 (副) 萩生田 彩		
常議員会内入退会審査調査会	池田 真理 稲元 祥子 岡本 翔太 小椋 悠聖 加藤 混樹 小林 大貴 阪本 文子 桜井 祐子 高井健太郎 永石 一恵 萩生田 彩 馬場 洋尚 福崎 聖子 福原 勇太 前田 光貴 水村 佳和 柳井 聡	国際委員会 法廷委員会 弁護士業務改革委員会	(副) 岡田 次弘 (正) 池田 俊雄 (副) 内野 真一 (副) 土屋 賢司 (副) 松村 寧雄		
選挙管理委員会	(副) 町田 力	消費者問題特別委員会	(副) 大野絵里子 (副) 工藤 寛泰		
人事委員会	(正) 松山 憲秀 (副) 久木 聡子 (副) 深沢 岳久	子どもの人権と少年法に関する特別委員会 弁護士倫理特別委員会	(副) 工藤 寛泰 (正) 矢野 亜紀子 (副) 石本 哲敏 (副) 北野 孝輔 (副) 桑田 英隆 (副) 下平 坦 (副) 廣畑 牧人		
財務委員会	(副) 榎木 純一				
総務委員会	(副) 鈴木 健二				
広報委員会	(正) 氏原 隆弘 (副) 沖 陽介 (副) 高橋 辰三				

(正代行) 白井 智晃  
(副) 奥津麻美子  
(副) 川崎 良介  
(副) 榊原 一久  
(副) 田中 真純  
(副) 安田 隆彦  
(副) 山内 雅哉

法教育委員会 (正) 藤川 慎吾  
(副) 岩瀬 達郎  
(副) 大野こすも  
(副) 大和田 準  
(副) 八幡 優里

労働法制特別委員会 (副) 加藤 由美  
(副) 西部 俊宏  
(副) 萩原 怜奈

新進会員活動委員会 (正) 前田 健志  
(副) 鏡 由暢  
(副) 黒岩 瞳  
(副) 水村 佳和  
(副) 渡辺健太郎

中小企業法律支援センター  
(本部長) 鈴木 善和  
(副本部長) 角田 智美  
(副本部長) 古賀 聡  
(副本部長) 濱田 和成  
(事務局長) 松木 裕  
(事務局次長) 高砂美貴子  
(事務局次長) 立山 純子  
(事務局委員) 野口 千聡

若手会員総合支援センター  
(正) 鈴木 善和  
(副) 伊藤 献  
(事務局長) 西原 正騎  
(事務局次長) 藤原 奈美

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会  
(副) 小出 薫  
(副) 平島 有希

リーガル・アクセス・センター運営委員会  
(副) 池田 龍吾  
(副) 神永 矩誠

刑事拘禁制度改革実現本部  
(本部長) 鈴木 善和  
(事務局長) 山下 幸夫

男女共同参画推進本部  
(本部長) 鈴木 善和  
(本部長代行) 伊井 和彦  
(事務局長) 中井 陽子  
(事務局次長) 鈴木 健二  
(事務局次長) 中川 明子

再審法改正実現本部 (本部長) 鈴木 善和

死刑制度廃止実現本部  
(本部長) 鈴木 善和  
(本部長代行) 伊井 和彦

司法修習費用問題緊急対策本部  
(本部長) 鈴木 善和  
(本部長代行) 松山 憲秀  
(副本部長) 石黒 美幸  
(事務局次長) 安藤 豪  
(事務局次長) 深沢 岳久

民事司法改革実現本部  
(本部長) 鈴木 善和  
(副本部長) 石黒 美幸

(副本部長) 深沢 岳久  
(事務局長) 市川 尚

弁護士活動領域拡大推進本部  
(本部長) 鈴木 善和  
(副本部長) 氏原 隆弘  
(副本部長) 西中 克己  
(副本部長) 藤原 靖夫  
(事務局長) 有本 真由

法教育総合センター (本部長) 鈴木 善和  
(本部長代行) 福崎 聖子  
(副本部長) 朝妻理恵子  
(副本部長) 高原わかな  
(副本部長) 西部 俊宏

依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する協議会  
(議長) 松山 憲秀

**多摩支部委員会**

副支部長 足立 剛  
加畑 貴義

刑事弁護委員会 (正) 芝崎 勇介

災害対応プロジェクトチーム  
(正) 加畑 貴義  
(副) 足立 剛

司法修習委員会 (正) 嶋本 雅史

多文化共生PT (副) 加畑 貴義

犯罪被害者支援委員会 (正) 嶋本 雅史

法律相談委員会 (正) 小貫雄太郎

**東京三会等関係**

東京三弁護士会地域司法計画策定協議会  
(事務局長) 佐瀬 正俊  
(副) 榊原 一久

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会  
(副) 松井 菜採

東京弁護士会日本司法支援センターに関する協議会  
(座長) 彦坂 浩一

東京三弁護士会合同拘禁施設調査委員会  
(副) 宮崎 大輔

東京三弁護士会裁判員制度協議会  
(副座長) 小川 弘義

東京三弁護士会司法修習生等の就職に関する協議会  
(副議長) 廣瀬健一郎

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会  
(正) 中井 信郎

**関連財団等**

日弁連法務研究財団  
(専務理事) 矢吹 公敏  
(常務理事 事務局長) 伊豆 隆義  
(常務理事) 藤原 浩  
(理事) 氏原 隆弘

(評議員) 本林 徹  
(評議員) 菊地裕太郎

日本司法支援センター  
(理事長) 丸島 俊介

東京都弁護士協同組合  
(理事長) 下谷 収  
(専務理事) 中村 隆史

住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
(理事) 伊藤 茂昭

日弁連国民年金基金  
(常務理事) 大坪 和敏  
(理事) 井崎 淳二

日弁連交通事故相談センター  
(理事長) 菊地裕太郎

日本弁護士政治連盟 (理事長) 小林 元治  
(副理事長) 岩井 重一  
(副理事長) 吉岡 桂輔  
(副理事長) 若旅 一夫  
(副理事長) 伊藤 茂昭  
(副理事長) 安井 規雄  
(副理事長) 伊井 和彦  
(副理事長) 松田 純一  
(常務理事) 藤原 浩  
(常務理事) 石本 哲敏  
(常務理事) 石黒 美幸  
(常務理事) 仲 隆  
(常務理事) 高田 正雄  
(理事) 南 裕史  
(幹事長) 道 あゆみ  
(顧問) 本林 徹  
(顧問) 菊地裕太郎

東京弁護士会育英財団 (理事) 鈴木 善和  
(理事) 三枝 恵真  
(監事) 榎木 純一  
(評議員) 栗林 信介  
(評議員) 高岡 信男

東京都弁護士国民健康保険組合  
(理事長) 確認中  
(専務理事) 確認中  
(理事) 確認中  
(副議長・議員) 確認中  
(議員) 確認中  
(議員) 確認中  
(議員) 確認中  
(議員) 確認中  
(議員) 確認中  
(議員) 確認中

**司法研修所**

民弁教官 現在確認中  
現在確認中  
現在確認中  
現在確認中

刑弁教官 現在確認中  
現在確認中  
現在確認中